

## 白河市南湖条例

南湖は、享和元年（西暦1801年）白河藩主松平定信公により、身分の分け隔てなく誰もが平和の世に美しい風景を楽しむことができる「士民共楽」と「太平無事」の理念のもと築造されました。

大正13年（西暦1924年）には、「南湖公園」の名称で国史跡及び名勝に指定され、市民が共に楽しむ「市民共楽」の地として今に受け継がれ、四季折々の彩りや那須連峰などを望む景色は、訪れる人々を魅了し、市民の原風景として心に刻まれています。

一方で、時代の移り変わりや社会の変化により、南湖の自然環境や景観も緩やかに姿を変えてきました。

私たちは、南湖を取り巻く環境が変化しても、豊かな自然環境と優れた景観を守りながら、さらなる魅力を高めるとともに、その恩恵をいつまでも享受し、次世代に継承するため、ここに白河市南湖条例を制定します。

### （目的）

第1条 この条例は、南湖の保全及び活用に関する基本理念を定め、市及び市民の共通理解のもと、その恩恵を享受し、次世代に継承することを目的とします。

### （基本理念）

第2条 南湖の保全及び活用は、次に掲げる事項を基本理念とします。

- (1) 南湖の歴史的及び文化的価値を守り、豊かな自然環境及び優れた景観を保全すること。
- (2) 「市民共楽」の地としてさらなる魅力を創出し、市民が憩い楽しむことができる場とすること。

### （市の役割）

第3条 市は、前条の基本理念を踏まえ、次のことに努めます。

- (1) 多様な生物が生育できる豊かな自然環境を保全すること。
- (2) 南湖から那須連峰及び関山を望む美しい眺望を保全すること。
- (3) 湖畔周辺の豊かな自然環境と人々の活動が調和した景観を保全すること。
- (4) 市民が自然及び景観を楽しみ、豊かな時間を過ごせる場とすること。
- (5) 南湖の歴史、文化及び自然環境に関する調査研究を推進すること。
- (6) 市民が南湖について学び、理解を深められるよう、様々な機会を提供すること。
- (7) 南湖の魅力を発信すること。

### （委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めず。

### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行します。